質問第八八号平成二十九年十二月六日提出

先制攻撃の違法性に関する質問主意書

提出者

本

平

多

直

先制攻撃の違法性に関する質問主意書

十二月一日の衆議院安全保障委員会における私の質問に対する河野外務大臣の答弁は、 「先制攻撃は国際

法上違法である。」とのこれまでの政府見解を逸脱しているとも捉えられかねないものであると考える。

したがって、次の事項について質問する。

二〇一五年五月二十七日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会での岡田克也

委員の質問に対する岸田外務大臣の答弁「国際法上は、予防攻撃も先制攻撃も認められておりません。こ

れは国際法に違反するものであります。」、また安倍内閣総理大臣の 「国連憲章で先制攻撃は違法とされ

ているわけでございます」との答弁は、 現時点でも日本政府の見解であると考えてよい か。

本年十二月一日の衆議院安全保障委員会での 「我が国は、 国際法上、 予防攻撃、 先制攻撃は違法という

認識でよろしいんでしょうか。」との私の質問に対する河野外務大臣の 「一概には言えないんだろうと思

います。 具体的にそれぞれの事象に適して、 国際法に違反しているものは違反しているし、 適しているも

のは適しているということになると思います。」との答弁は政府見解との関係でどう理解すればよいの

か。